税金

特別区民税・都民税（個人住民税） | 軽自動車税 | 税の証明 | 納税の方法

特別区民税・都民税（個人住民税）

課税される方

・1月1日現在、北区に住所があって、前年中に所得のあった個人
・1月1日現在、北区に事務所、事業所、家屋敷を持っていて、北区内に住んでいない方

◎特別区民税課税の際に、都民税も一緒に課税され、区へ納付された都民税は区から都へ払い込まれます。
◎条件を満たす場合に減免を受けることができます。

申告しなければならない方

・1月1日現在区内に住所がある方（ただし、所得税および復興特別所得税の確定申告をした方、または給与、公的年金のみで各支払い報告書が提出される方は除く）
・1月1日現在区内に住所はないが、区内に事務所、事業所、家屋敷をお持ちの方

申告の時期

申告の期限は毎年3月15日までです。

問 税務課課税第一～第四係　TEL 3908-1113

軽自動車税

課税される方

4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車または二輪の小型自動車を所有している方。
※心身に障害のある方が所有されており、条件を満たす場合には減免を受けることができます。
詳しい条件等については、税務課税務係へお問い合わせください。

登録と廃車の手続き

原動機付自転車、小型特殊自動車

問 税務課税務係　TEL 3908-1114

軽二輪、二輪小型自動車（125ccを超えるもの）

問 東京運輸支局　練馬自動車検査登録事務所
TEL 050-5540-2032

軽三輪、軽四輪車

問 軽自動車検査協会　東京都主管事務所練馬支所
TEL 050-3816-3101

税の証明

証明の種類

個人住民税（特別区民税・都民税）の課税・非課税・納税証明、軽自動車税の納税証明

交付場所

税務課、各区民事務所

手数料

1通につき300円

※継続検査用の軽自動車税納税証明書の発行は無料です。
※マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等で課税（非課税）証明書（直近2年分）が取得できます。

納税の方法

下記にてご納付いただけます。

・銀行・信用金庫等（特別区指定金融機関・特別区公金収納取扱店）
・都内・山梨県及び関東各県所在のゆうちょ銀行・郵便局
・北区役所収納推進課窓口、赤羽・滝野川区民事務所
・指定コンビニエンスストア（納付書裏面に記載）
・キャッシュレス決済（モバイルレジ、PayPay、au PAY、d払い、楽天ペイ）
※バーコード印字がない納付書について、コンビニエンスストア、キャッシュレス決済でのお支払いはできません。

■ 便利な口座振替（自動払込）をおすすめします

特別区民税・都民税・森林環境税の普通徴収分は口座振替（自動払込）で納付することができます。

口座振替のお申し込みは、納税通知書に同封の「口座振替依頼書」に必要事項を記入、押印（通帳届出印）のうえご郵送ください。

パソコンやスマートフォンから、24時間いつでもインターネットを利用して口座振替の申込ができるサービスもあります。

詳しくは収納推進課収納係へお問い合わせください。

問 収納推進課収納係　TEL 3908-1124

ネット口座振替　キャッシュレス決済